平成２２年（フ）第１７１号
沖縄県浦添市牧港４丁目１番８―302号　牧港団地８―302
債務者　髙橋百合子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１１４号
山口県下関市神田町１丁目６番14号
債務者　宮島美紀こと　梁　　美紀
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月19日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１２０号
山口県下関市大学町４丁目２番Ｒ３―103号　市営大学町住宅
債務者　新野　洋一
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月19日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１２４号
山口県下関市後田町５丁目６番Ｒ６―202号　市営西の尾住宅
債務者　松山実智子こと　朴　　眞弓
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月19日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１２８号
山口県下関市中之町３番11号、住民票上の住所山口県下関市長府才川１丁目８番14号
債務者　大田　尚芳
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月19日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第９２号
北海道苫小牧市柳町４丁目６番45―701号
債務者　深井　邦昭
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第９３号
北海道苫小牧市柳町４丁目６番45―701号
債務者　深井　論理
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第７９号
宮城県大崎市古川前田町６番７号
債務者　鈴木　　孝
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第８２号
宮城県遠田郡美里町青生字柳原13番地６
債務者　菊地美智子（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第９３号
宮城県遠田郡美里町中埣字満海壇一113番地
債務者　門間　礼子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１１５号
福島県二本松市郭内２丁目７番地２　雇用促進住宅郭内２号棟206号
債務者　久保田敦子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１１８号
福島市北原９番地の６
債務者　新山　裕子（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１７１号
さいたま市緑区東浦和２丁目58番地６　浦和第２寮311、旧住所群馬県館林市赤土町89番地の19　ダイナ富士原―208
債務者　関根　孝一
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３３６号
さいたま市見沼区東大宮１丁目22番地１　プラザ四季203
債務者　沖村　　洋
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３９４号
埼玉県幸手市大字幸手2204番地３
債務者　根岸　育子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４３６号
さいたま市南区大字大谷口5547番地　ヒルズ明花２号棟Ｂ号室
債務者　石澤　成秋
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係